

大学教育の分野別質保証について

平成24年5月10日

日本学術会議 大学教育の分野別質保証推進委員会
委員長 北原和夫

今までの審議の経緯

- 平成20年 5月 文部科学省清水高等教育局長から日本学術会議への審議依頼
6月 「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」を設置（同年9月から審議を開始）
- 平成21年 1月 3分科会の設置（質保証枠組み、教養教育・共通教育、大学と職業との接続）
2～3月 英国における分野別質保証に関する実情調査
11月 シンポジウム「大学教育の分野別質保証を考える」（於東大安田講堂 参加者約700人）
- 平成22年 4～5月 3認証評価機関との共催シンポジウム「これからの大学教育の質保証のあり方」（第1回 於上智大学、第2回 於一橋記念講堂、第3回 於関西大学BIGホール）
6月 文部科学省中央教育審議会大学分科会での審議状況の報告
7月 「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」を決定
8月 文部科学省に対して回答を手交
11月 シンポジウム「大学生の就職をめぐる諸問題と当面の打開策」
12月 シンポジウム「大学教育と産業社会の関係について考える」
- 平成22年10月 「言語・文学分野の参照基準策定分科会」を設置
「学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会」を設置
11月 「法学分野の参照基準策定分科会」を設置
- 平成23年 6月 「理工農系分野における分野別参照基準の検討に際して留意していただきたいこと」を作成
8月 中教審大学分科会・大学教育部会において審議状況を報告
9月 「経営学分野の参照基準策定分科会」を設置
- 平成24年 2月 「生物学分野の参照基準策定分科会」並びに「家政学分野の参照基準策定分科会」を設置
3月 「機械工学分野の参照基準策定分科会」並びに「数理科学分野の参照基準策定分科会」を設置

分野別の教育課程編成上の参照基準とは

「学士力」を、教養教育とともに専門分野の教育を通じて
学生に身に付けさせる

- ◆ 「モデルカリキュラム」や「最低到達度」のような画一的・外形的な基準ではなく、そうしたもののさらに上流に位置する各分野の学びの本質に遡って、学生が何を身に付けるべきかを明らかにする。
- ◆ 単なる現状の教育の最大公約数的なものではなく、今までの教育の在り方への反省や、今後の社会の姿も見据えた、未来志向の教育像を提案する。
- ◆ これらを通じて各大学の教育改善を支援するとともに、各分野の教育の意義に関する大学と社会との共通理解の形成を図る。
- ◆ 教養教育の尊重
専門教育の立場だけから学士課程教育を設計しない → 内容の精選

3

参照基準の主要な構成要素

1. 当該学問分野の定義と固有の特性
2. 当該学問分野で学生が身に付けるべき基本的な素養
 - (1) 基本的な知識と理解
 - (2) 基本的な能力: 分野に固有の能力とジェネリックスキル
当該分野の学びを通じて学生に身に付けさせる能力を定義しつつ、そのことが、職業人として、市民として、人間そのものとして、どういう意義を持つのか明らかにする。
3. 学習方法と学習成果の評価方法に関する基本的な考え方
2で述べたことを学生に身に付けさせるために、学習方法ではどのような工夫が重要であり、またその成果をどのように評価するのかを明らかにする。
4. 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり
専門教育と教養教育とで構成される学士課程教育の、分野を共通した目標が「よき市民の育成」であり、そのことを実現するという観点にも十分留意する。

4

検討に当たっての留意事項

- ◆ 基本的な姿勢
 - ・ 分野の研究後継者養成のみに留まるのではなく、学生たちが大学から社会の様々な場に出た際に、力を発揮して活躍できるように、という視点で
- ◆ 委員構成における配慮事項
 - ・ 大学の多様性の反映
 - ・ 若手教員の参画
 - ・ 異分野の視点の導入 など
- ◆ 審議の公開性
 - ・ 審議はすべて公開
 - ・ 案の段階で公開シンポジウムを開催し、当該分野の関係者はもとより広く社会の批判を仰ぐこと
- ◆ 文科省・中教審との適切な連携
 - ・ 節目節目で審議状況を報告して適切に連携する。

理工農系分野での参照基準の検討に際しての留意事項

(平成23年6月24日)

- ◆ 学問を取り巻く環境条件の変化への対応
 1. 学問分野間の境界の流動化を踏まえつつ、不変な基本を明確にする
 2. 今日的な社会的課題に対して、「探求」だけでなく「関与」を定義する
- ◆ 学士課程における教育で重視すべき点
 3. 理工農系分野に共通する科学的な方法論や思考パターンを修得する
 4. 自然科学の基本の学習と個別の専門分野の学習とを有機的に関連付ける
- ◆ 分野別参照基準の策定方針
 5. 専門教育の内容を精選した上で、基礎・基本を徹底する
 6. 各大学による多様な選択が可能になるよう広がりのある記述をする
- ◆ 技術者教育との調和
 7. 工学教育と技術者教育との適切な区別と調和

具体的な策定状況と今後の対応

- ◆ 基本方針
第22期中(～26年9月)に、策定の意思を有するすべての分野における参照基準の策定を終了する。
- ◆ 既に分科会を設置し審議を開始
 - ◆ 経営学 「継続事業体」という概念を核とした実践的かつ汎用的な知としての経営学像の明確化
 - ◆ 言語・文学 言語の公共的使用能力の涵養とそのため古典の意義、教養・初中教育への貢献
 - ◆ 法学 法科大学院の制度化や法学部教育の大衆化に対応した新たな法学教育の在り方の提案
- ※ 参照基準案を順次公開シンポジウムで世に問い、10月頃を目途に最終的な成案を取りまとめる予定。
シンポジウムの開催予定日 経営学:6月16日(土)、言語・文学:7月14日(土)、法学:7月21日(土)
- ◆ 新たに分科会の設置を決定
 - ◆ 生物学 分子生物学的視点とともに生態学的・フィールド的視点も含めた統合的な生物学像の提案
 - ◆ 家政学 個別分野の資格取得教育を超えた人間のための学問としてのアイデンティティの再構築
 - ◆ 機械工学 4力学の分析と設計・生産のシシスとを統合して人と社会に貢献する機械工学
 - ◆ 数理科学 数理的リテラシー概念の明確化と応用数学分野の再評価、教養・初中教育への貢献
- ◆ 近く分科会を設置し審議を開始する方向で検討中
 - ◆ 史学 歴史的洞察力を涵養し現代への視座を培う史学教育像の構築、教養・初中教育への貢献
 - ◆ 地球・惑星科学、土木工学・建築学、物理学
- ◆ 今後順次協議を行い、策定の意志を確認した上で今秋を目途に22期中の全体計画を完成
哲学、心理学、教育学、社会学、社会福祉学、地域研究、政治学、経済学、農学、環境学、化学、総合工学、情報学、電気電子、材料工学 など

参照基準の活用について

- ◆ 基本的な性格
「わが国の科学者の内外に対する代表機関」(日本学術会議法)としての位置付けを持つ日本学術会議が、各分野の学士課程教育の「あるべき姿」を述べた文書。
- ◆ 誰でも利用できる公共財としての提供
日本の学士課程教育の「あるべき姿」を述べた文書として、各大学や、そこで教育に従事する教員に活用いただくことはもとより、国や認証評価機関や大学団体、関連学協会、さらには企業や初等中等教育など社会の各方面や、海外の諸機関など、誰でも利用いただける資料として参照基準を提供
- ◆ 学習成果の明確化を通じた教育の質保証のための活用
最も基本的な役割として、各大学が、それぞれの教育理念やリソースに照らしつつ、各分野の教育で学生にどのような力を身に付けさせるのか、目標とする具体的な学習成果を明確にし、それを実現する教育課程を編成する上で参照されることを期待
(今後、大学横断的なFD活動が活発化し、その中で参照基準が活用されることも期待)